

核燃料部会 部会賞実施要領

1. 目的

本要領は、核燃料部会部会賞（以下、部会賞という）の贈呈にあたり、核燃料部会部会賞表彰細則（1002-03-02）（以下、細則という）の詳細を定めることを目的とする。

2. 賞の種類

- 1) 部会賞の種類は、当面の間、核燃料部会奨励賞（以下、奨励賞という）と核燃料部会学会講演賞（以下、講演賞という）とし、必要に応じて適宜改定する。
- 2) 細則第 3 条に基づき、原則として毎年 1 回授与する。ただし、相応しい成果や貢献がない場合は、部会賞は授与しないものとする。

3. 奨励賞と講演賞

- 1) 奨励賞は、原子力平和利用を目的とした核燃料工学に関する学術および技術上の優秀な成果を対象とし、これをなした核燃料部会員に授与する。
- 2) 奨励賞は、将来の活躍が期待される若手研究者（当該年度の 4 月 1 日現在において 42 歳以下とする）により核燃料工学に関する国際会議論文集や学術誌、技術誌に掲載された成果を対象とする。
- 3) 奨励賞の授与は選考評価委員による評価が所定のレベル以上であったものとする。
- 4) 講演賞は、原子力平和利用を目的とした核燃料工学に関する学術および技術上の学会における優秀な口頭発表（登壇者）を対象とし、これをなした核燃料部会員に授与する。
- 5) 講演賞は、将来の活躍が期待される若手研究者（当該年度の 4 月 1 日現在において 35 歳以下とする）による、核燃料工学に関して前年度の原子力学会の「春の年会」、当該年度の「秋の大会」での口頭発表を対象とする。
- 6) 講演賞の授与は前年度の「春の年会」および当該年度の「秋の大会」を対象とする。

4. 本賞と副賞

奨励賞の受賞者には表彰楯を、講演賞の受賞者には表彰メダルを贈呈する。

5. 部会賞選考小委員会

- 1) 細則第 4 条 2 項の規定に基づき、運営小委員会のもとに部会賞選考小委員会（以下、選考小委員会という）を置く。
- 2) 選考小委員会は、部会賞受賞候補者を選考し、運営小委員会に提案することを任務とする。
- 3) 選考小委員会は、委員長、副委員長、委員および幹事（以下、委員等という）をもつ

て組織する。

- 4) 委員等は、原則として核燃料部会の運営小委員または企画小委員より選任するが、必要に応じ学識経験者を追加することができる。ただし、受賞候補者及び推薦者は委員等になることはできない。
- 5) 委員長は副部長の中から選任する。委員等の委嘱は部長がおこなう。
- 6) 委員長は必要に応じて選考小委員会を開催して会務を総括し、幹事は委員長を補佐して会務を整理する。委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

## 6. 募集方法

- 1) 選考小委員会は、核燃料部会ホームページ、核燃料部会電子メールにより奨励賞及び講演賞を公告して、部会員に周知する。また、核燃料部会員に奨励賞受賞候補者の推薦、ならびに講演賞受賞候補者の事前登録を求める。
- 2) 部長は、奨励賞受賞候補者を推薦することができる。
- 3) 講演賞については、登壇者もしくは共同発表者による事前登録制とする。

## 7. 奨励賞推薦方法及び講演賞事前登録方法

- 1) 核燃料部会員は、奨励賞受賞候補者を推薦する場合、対象とする成果もしくは貢献の内容、推薦理由等を記載した推薦書1通および関連する参考資料を添えて幹事へ送付する。
- 2) 核燃料部会員は、講演賞受賞候補者を事前登録する場合、対象とする原子力学会の春の年会、あるいは秋の大会における核燃料工学に関する発表について、口頭発表者名、口頭発表者の発表時点での年齢、分類項目、発表タイトル等を、対象年会あるいは大会の事前に幹事へ送付する。

## 8. 選考方法

- 1) 選考小委員会は推薦のあった奨励賞受賞候補者について、提出された推薦書および関連する参考資料に基づいて奨励賞の選考をおこなう。
- 2) 選考小委員会は事前登録のあった講演賞受賞候補者について、核燃料部会運営小委員会が適当と認めた学会出席の運営小委員または核燃料部会員からなる評価者の評価結果に基づいて講演賞の選考を行う。
- 3) 選考小委員会は、選考結果を踏まえて評価書を作成し、選考小委員会を開催して内容を審議した上で、運営小委員会に提出する。
- 4) 運営小委員会は、選考小委員会の報告を審議して、受賞者を決定する。

## 9. その他

この要領に定めるもののほか、選考小委員会の運営に関し必要な事項は、選考小委員会の定めるところによる。

## 10. 改定

本要領の改定は、運営小委員会が決定し、核燃料部会全体会議に報告するものとする。

### 附則

1 平成 24 年 4 月 23 日核燃料部会全体会議制定，同日施行

#### 2 改定履歴

- |   |                  |               |
|---|------------------|---------------|
| ① | 平成 24 年 4 月 23 日 | 核燃料部会全体会議制定   |
| ② | 平成 26 年 6 月 13 日 | 核燃料部会全体会議改定   |
| ③ | 平成 27 年 9 月 30 日 | 核燃料部会全体会議改定   |
| ④ | 平成 28 年 8 月 31 日 | 核燃料部会全体会議改定   |
| ⑤ | 平成 29 年 6 月 19 日 | 核燃料部会運営小委員会改定 |
| ⑥ | 平成 30 年 1 月 26 日 | 核燃料部会運営小委員会改定 |
| ⑦ | 令和 元年 5 月 21 日   | 核燃料部会運営小委員会改定 |